

北海道立総合研究機構農業試験場植物遺伝資源提供要領

平成22年4月1日農研本企10号-8
農業研究本部長通知
改正 平成24年6月18日農研本企第338号
改正 平成30年7月9日農研本企第266号

(趣旨)

第1 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部（以下「農研本部」という。）に属する農業試験場（以下「農試」という。）が保有する植物遺伝資源（以下「遺伝資源」という。）の国内への提供（農試の業務として行うものを除く。）については、他の法令、条例又は規則に特別の定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、「遺伝資源」とは、種子、塊茎、苗木その他の植物体の全部又は一部で、農業上有用な遺伝形質を有するものをいう。
2 この要領において、「品種」とは、育成品種及び在来品種をいう。
3 この要領において、「野生種」とは、野生植物（栽培植物に近縁の野生植物を含む。）をいう。
4 この要領において、「優良品種」とは、北海道農作物優良品種認定要領に基づき北海道知事が認定した品種又は野生種をいう。
5 この要領において、「育成系統」とは、交配、選定その他の人為的な方法によって育成後、育成を中止した系統をいう。

(提供する遺伝資源の範囲)

第3 農試の長（以下「場長」という。）は、農試の業務を妨げない範囲内において、その保有する遺伝資源を農研本部以外の者に提供することができる。
2 前項の規定にかかわらず、次の掲げる遺伝資源は、提供することができない。
(1) 農研本部及び北海道以外の者が育成した品種（生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）が日本国について効力を生ずる日（1993年12月29日）以前に育成者権が失効しているもの、もしくは育成者権が無く育成者が農研本部による提供を了解したものを除く。）
(2) 農研本部及び北海道以外の者が育成した育成系統
(3) 農研本部及び北海道が他に譲り渡さないことを条件に譲り受けた遺伝資源
(4) 生物多様性条約発効以降に国外より取得し、かつ第三者への配付・譲渡について契約に明記されていないもの
(5) 北海道農業の発展に支障を及ぼすおそれがある遺伝資源
3 遺伝資源を農研本部又は北海道に譲り渡した者又は道外において遺伝資源を農研本部又は北海道と共同で収集した者が当該遺伝資源の提供を受けようとする場合については、第4の規定、第5の規定、第7の1ただし書の規定、第7の2の規定及び第11から第14までの規定は、適用しない。

(使用目的)

第4 第3の1の規定により提供を受けた遺伝資源は、試験研究の用、教育の用、優良品種の展示栽培の用又は地域特産物の生産その他の北海道の地域振興を図るための用（以下「地域振興の用」という。）に供しなければならない。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる遺伝資源は、当該各号に定める目的のために供しなければならない。
(1) 国外から導入した品種又は野生種（これらの遺伝資源のうち優良品種を除く。）
試験研究の用又は教育の用、旧優良品種のうち育成者権が失効したものは地域振興の用
(2) 優良品種
試験研究の用、教育の用又は優良品種の展示栽培の用
(3) 品種又は野生種（これらの遺伝資源のうち前2号に掲げるものを除く。）
試験研究の用、教育の用又は地域振興の用
(4) 育成系統
試験研究の用

(提供先)

第5 遺伝資源を試験研究の用に供する者は、次に掲げる者でなければならない。
(1) 試験研究に関する業務を行う独立行政法人若しくは地方独立行政法人、地方公共団体の試験研究機関又は大学
(2) 北海道の機関
(3) 市町村、農業協同組合その他の農業団体
(4) (1)及び(3)に掲げるもののほか、試験研究に関する業務を行う法人

- 2 遺伝資源を教育の用に供する者は、学校、博物館その他の教育機関でなければならない。
- 3 遺伝資源を優良品種の展示栽培の用に供する者は、農業改良普及センター（北海道農業改良普及センター条例（昭和33年北海道条例第33号）の規定により設置されたものをいう。）又は道内の市町村若しくは農業協同組合その他の農業団体でなければならない。
- 4 遺伝資源を地域振興の用に供する者は、次に掲げる者でなければならない。
 - (1) 道内の市町村
 - (2) 道内の農業協同組合その他の農業団体
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法人その他の団体
 - (4) 道内に居住する者

（提供量）

- 第6 農試が提供する遺伝資源の量は、一件一点あたり、極小粒種（千粒重5グラム未満のもの）は1グラム、小粒種（千粒重5グラム以上10グラム未満のもの）は2グラム、中粒種（千粒重10グラム以上100グラム未満のもの）は200粒、大粒種（千粒重100グラム以上500グラム未満のもの）は100粒、極大粒種（千粒重500グラム以上のもの）は50粒、栄養繁殖体は5体（塊茎5個、球根5球、枝5本等）を限度とする。ただし、遺伝資源を地域振興の用に供するときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、場長は、遺伝資源の使用の目的を達するため必要と認めるときは、極小粒種、小粒種及び中粒種については前項に規定する量の20倍、大粒種については前項に規定する量の5倍、極大粒種及び栄養繁殖体については前項に規定する量の10倍を限度として提供することができる。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、遺伝資源を農研本部又は北海道に譲り渡した者又は道外において遺伝資源を農研本部又は北海道と共同で収集した者が当該遺伝資源の提供を受けようとするときは、農試が提供する遺伝資源の量は、当該遺伝資源を譲り渡した量又は収集した量を限度とする。

（提供価格）

- 第7 遺伝資源の提供価格は、無償とする。ただし、遺伝資源を地域振興の用に供するときは、有償とする。
- 2 前項ただし書に規定する場合においては、当該遺伝資源の価格は、場長が決定する。

（提供の申請および同意）

- 第8 遺伝資源の提供を受けようとする者は、第4に掲げる使用目的ごとに当該遺伝資源を保有している農試の場長に、別記様式第1号による申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 また、別記様式第2号による用途および権利に係る同意書を提出しなければならない。
 - 3 第6の1に規定する量を超える量の遺伝資源の提供を受けようとする者（第6の3の規定により遺伝資源の提供を受けようとする者を除く。）は、申請書に別記様式第3号による超過申請理由書（以下「理由書」という。）を添付しなければならない。

（提供の決定）

- 第9 場長は、第8の規定による申請があった場合は、遺伝資源の名称、利用目的、数量など依頼の内容を確認、検討し、提供の可否を決定するものとする。
- 2 場長は、前項の決定に当たり、必要に応じて農研本部長と事前に協議するものとする。
 - 3 場長は、次に掲げるときは、事前に農研本部長と協議するものとする。
 - (1) 第5の1の(4)又は第5の4の(3)若しくは(4)に掲げる者に提供しようとするとき。
 - (2) 道総研の育成者権又は知的財産権の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 4 場長は、遺伝資源の提供を決定した場合は、その旨申請者に別記様式第7号による通知書を送付するとともに、その内容を速やかに農研本部長に報告するものとする。
 - 5 場長は、次に掲げるときは、申請に係る遺伝資源の提供を拒み、又はその提供量を制限することができる。
 - (1) 遺伝資源を第4の規定に反する目的のために使用するおそれがあるとき。
 - (2) 第11の規定に反し、遺伝資源を第三者に使用させ、又は譲渡するおそれがあるとき。
 - (3) 申請に係る遺伝資源に余剰がないとき。
 - (4) 遺伝資源の提供により農業研究本部の業務に支障を生ずるおそれがあるとき。
 - (5) その他北海道農業の発展に支障を及ぼすおそれがあるとき。

6 場長は、前項の規定により遺伝資源の提供を拒み、又はその提供量を制限する場合は、その理由を付して申請者へ通知するとともに、その内容を速やかに農研本部長に報告するものとする。

(受領書の提出)

第10 遺伝資源の提供を受けた者は、別記様式第4号により受領書を速やかに場長に提出しなければならない。

(譲渡等の制限)

第11 遺伝資源の提供を受けた者は、当該遺伝資源及び当該遺伝資源の使用の過程で新たに増殖された遺伝資源を自己の用に供するものとし、第三者に使用させ、又は譲渡してはならない。ただし、地域振興の用に供する目的として遺伝資源の提供を受けた場合における当該遺伝資源の使用の過程で新たに増殖された遺伝資源については、この限りでない。

(変更の届出)

第12 遺伝資源の提供を受けた者は、当該遺伝資源の使用について申請書及び理由書に記載した事項を変更しようとする場合は、事前に別記様式第5号による届出書を場長に提出しなければならない。

2 場長は、前項の届出があった場合は、第9の規定に準じて、変更の可否を決定するものとする。

(使用結果等の報告)

第13 遺伝資源の提供を受けた者は、当該遺伝資源の使用が終了したとき（地域振興の用に供する目的として遺伝資源の提供を受けた場合にあつては、当該遺伝資源の使用を開始したとき）は、遅滞なく、別記様式第6号による報告書を場長に提出しなければならない。

2 場長は、遺伝資源を提供した者に対し、当該遺伝資源に係る使用計画の実施状況について報告を求めることができる。

(使用後の遺伝資源の取扱い)

第14 遺伝資源の提供を受けた者は、当該遺伝資源の使用が終了したときは、速やかに当該遺伝資源及び当該遺伝資源の使用の過程で新たに増殖された遺伝資源を廃棄しなければならない。ただし、地域振興の用に供する目的として遺伝資源の提供を受けたときは、この限りでない。

(その他)

第15 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則（平成22年4月1日農研本企10号-8） この要領は平成22年4月1日から施行する。

付則（平成24年6月18日農研本企第338号） この要領は平成24年6月18日から施行する。

付則（平成30年7月9日農研本企第266号） この要領は平成30年7月9日から施行する。